消費税インボイス制度の再考を求める意見書

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月からのインボイス制度(適格請求書等保存方式)実施に向け、2021年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度 を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、 ベンチャーもフリーランスも育ちません。

コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声をあげています。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中 小企業の存在が不可欠です。この観点から、消費税インボイス制度の再考を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

近江八幡市議会議長 小西 励

 衆議院議長
 細田 博之 殿

 参議院議長
 山東 昭子 殿

 内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
 窓

 総務大臣 金子 恭之 殿
 財務大臣 鈴木 俊一 殿